

模以上の電源で発電する者を追加するとともに、紛争の解決を送配電等業務支援機関の業務として制度的に担保することが必要である。なお、紛争の解決が公正・中立に行われるようルール策定者と紛争の解決を行う者とを分けて各々のガバナンスを確保することが重要であると考えられる。

③一定規模未満の再生可能エネルギー電源の苦情・紛争処理

一定規模未満の再生可能エネルギー電源の接続に関しては、既製品による接続が多いこと等から、国の保安及び電力品質に関する基準の遵守により対応が可能であると考えられる。

一定規模未満の再生可能エネルギー電源は、当面は導入量も少ないため出力抑制を求めないことから、紛争の解決を行うために依拠すべき出力抑制等に関するルールもなく、これに係る紛争の解決も想定されない。

したがって、将来的に一定規模未満の再生可能エネルギー電源に対する出力抑制を行う場合には、出力抑制に関するルールの策定が必要となるが、その際には、一定規模以上の再生可能エネルギー電源と同様に、出力抑制に関するルールの策定主体が当該ルールに関する苦情の処理や紛争の解決を行うことが適当である。

4. 再生可能エネルギーの小規模な地域送配電ネットワークへの導入円滑化・分散型供給システムのあり方

(1) 基本的な考え方

再生可能エネルギーの小規模な地域送配電ネットワークへの導入円滑化のため、電気事業分科会で示された3つの論点²⁴を踏まえ、特定電気事業者及び特定供給について、送配電ネットワークの利用に係るルールのあり方を検討した。その際、特定電気事業者については、自らの発電設備、送配電設備を保有し、他の電気事業者の設備を利用することなく独立して地点内に電気を供給しているが、出力が不安定である再生可能エネルギーの導入量が増大した場合、当該送配電ネットワークの需給バランスを保つことが困難になるおそれがあることを踏まえ、こうした「自己完結型」の現状を維持すべきかどうか、併せて検討を行った²⁵。

(2) 特定電気事業者の電源保有義務と送配電ネットワーク利用のあり方

① 特定電気事業者に係る規制の現状

特定電気事業者は、主に再開発地域等の限られたエリアにおいて電気を供給する事業者である。許可を受けた供給地点においては、自ら送配電ネットワークを保有し、供給義務を負い、退出規制の対象となるなど、基本的に、一般電気事業者と同様の規制に服している。また、特定電気事業者は特定の供給地点に対して分散型電源を活用し効率的な供給を行うため、許可要件として、他者の供給能力に依存せず、自ら保有する電源のみによりその供給地点内の需要に応じることが可能であること(域内比率100%要件)が求められている。その際、供給地点から離れた場所に設置した発電設備による電気を、他者の常時振替供給を活用して供給した場合は、他者の供給能力に依存するものと判断される。

また、特定電気事業者に対する託送供給については、一般電気事業者に託送供給義務はない(補完供給の場合を除く)。特定電気事業者の有する発電設備に事故が生じた場合や検

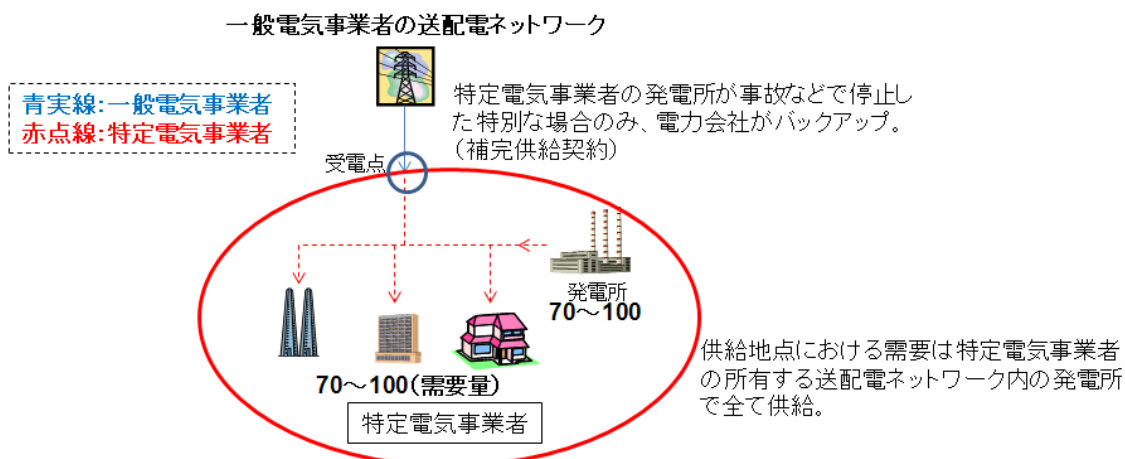
²⁴ <電気事業分科会で示された3つの論点>

- ① 全量買取制度の導入に際し、買取主体として、一般電気事業者以外の電気事業者も位置付ける場合、これらの電気事業者による買取りを円滑化するため、制度上、対応すべき点はないか。
- ② また、再生可能エネルギーの導入促進を図るべく、一定域内における需給マネジメントを行う分散型供給システムが、太陽光発電等の分散型電源を活用したいというニーズを踏まえ、系統と連系することで、より安定した電力供給システムを構築することが可能となる方策を検討すべきでないか。
- ③ 小規模な地域送配電ネットワークにおいて、出力が不安定である太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入量が増大した場合、当該地域送配電ネットワークにおける需給調整が困難になるおそれがあることを踏まえ、系統も含めた送配電ネットワーク全体のより効果的な運用のための柔軟な対応が可能となるよう、制度的に対応すべき点はないか。

²⁵ 平成20年の電気事業分科会報告(第4次制度改革の基本答申)においては、小売部門の自由化範囲は拡大せず、5年後を目途に範囲拡大の是非について改めて検討することとされている。このため、本小委員会においては、小売自由化範囲については現在の範囲を前提としつつ、送配電ネットワーク利用ルールの議論を行った。

査・補修の場合等においては、不足する電力を供給地点の域外から供給するため、補完供給契約が制度的に措置されている(一般電気事業者に事実上の契約締結義務あり)。

<参考4-1:(イメージ)特定電気事業の現状>



②特定電気事業の見直しについて

再生可能エネルギーの導入加速化が政府方針として定められる中であって、特定電気事業者は再生可能エネルギー由来の電気を域外(一般電気事業者の系統側)から調達するための方途が閉ざされていることに加え、出力が不安定な再生可能エネルギーを含めた需給調整を単独で行うために設備増強等を強いられる可能性もあるなど、再生可能エネルギーの利用についての制約や追加的な負担が生ずるおそれがある。このため、域外からの柔軟な調達等を担保する措置を講ずる必要があり、具体的には下記の事項について検討を行った。

(a) 域内比率100%要件の見直し(域内電源保有比率の引き下げ等)

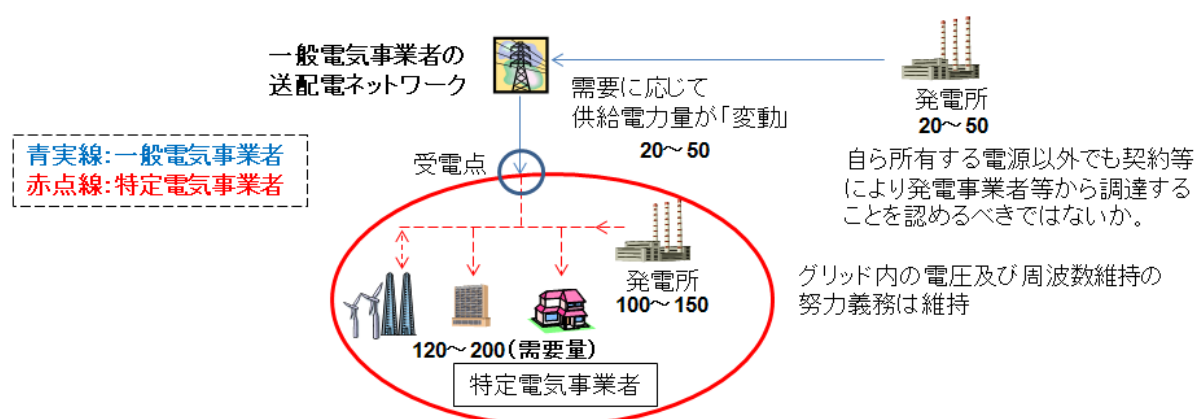
特定電気事業者の電源保有に関する選択肢を拡大するとともに、域内の需給の最適制御を促し、供給安定性を向上させるためには、特定電気事業者が、一定程度、再生可能エネルギーを含めて域外からの電源を調達し、供給することを認めることが適当である。

ただし、特定電気事業は、低圧需要家への供給も可能となっているところ、自らが保有する設備により、その供給地点における需要に応じて電気を供給する義務があり、電圧及び周波数維持に関する努力義務も負っていることから、引き続き、特定電気事業者に対して、一定の供給力²⁶を域内に保有することを求めることは必要である。

²⁶ 具体的な保有電源比率の水準等については、引き続き検討が必要である。なお、仮に、域内の保有電源比率に係る規制を撤廃する場合、PPSと同様、電圧及び周波数の維持を行うことはできず、(料金規制や退出規制は残るが)低圧部門の小売自由化範囲拡大の議論との区別が困難になることに留意する必要がある。

また、特定電気事業者の電源および域内の自営線については、現状の許可基準においては、電気工作物を「自ら保有する」ことが要件とされているが、電源については、この要件を緩和し、他者から安定的な電源調達を行うことができると判断できる場合も供給力として算入できることとするのが適当である。この場合、域外からの調達を含め、自社保有以外の電源の調達を認めるに際して、供給力や供給安定性が確保されていることを行政当局が確認可能な制度を、併せて整備する必要がある。

<参考4-2:(イメージ)特定電気事業における域外からの電源調達>



(b)一般電気事業者に対する、特定電気事業者への託送供給の義務づけ

特定電気事業者の域内電源保有比率を引き上げる場合、系統側の電源を確実に利用できることを制度的に担保することが必要なため、一般電気事業者に対し、特定電気事業者に対する託送義務²⁷を課すこととするのが適当である。ただし、現行の託送供給制度と同様、系統安定や規制需要家への悪影響が生じないように留意する必要がある。

託送の形態としては、域内の需給の最適制御の観点も踏まえ、振替供給(受電した電気の量に相当する量の電気を供給)に加え、需要地内での不可避的な変動分を何らかの形で補うことも念頭に、今後具体的な制度設計を検討していくべきである。その際、利用主体は異なるものの、現行の接続供給も参考とすることが適当である。

なお、特定電気事業者については、低圧を含む需要家に対する供給が認められているため、託送供給に関する法的な整理としては、電圧について特段の区別を設定する必要はない。しかしながら、送配電形態を考えると、通常は地域の送配電ネットワークは一定の規模となると考えられるため、実態としては、受電点(特定電気事業者が一般電気事業者から電気を受電する地点)は高圧以上となることが想定される。このため、受電側が低圧となる託送供

²⁷ その際、受電点より先は特定電気事業者の自営線となることから、託送の形態としては、PPSのような小売に対する託送ではなく、卸に関する託送とも考えられるが、電気事業法の制度上は、PPSに対する託送もいったんPPSが電気を受け取った後で販売しているため、その面において両者は共通している。

給については、当面、料金設定などを行う必要は無く、技術の進展や現実のニーズを踏まえつつ、必要に応じて、今後検討を行うこととするのが適当である。

(3) 特定供給の送配電ネットワーク利用のあり方

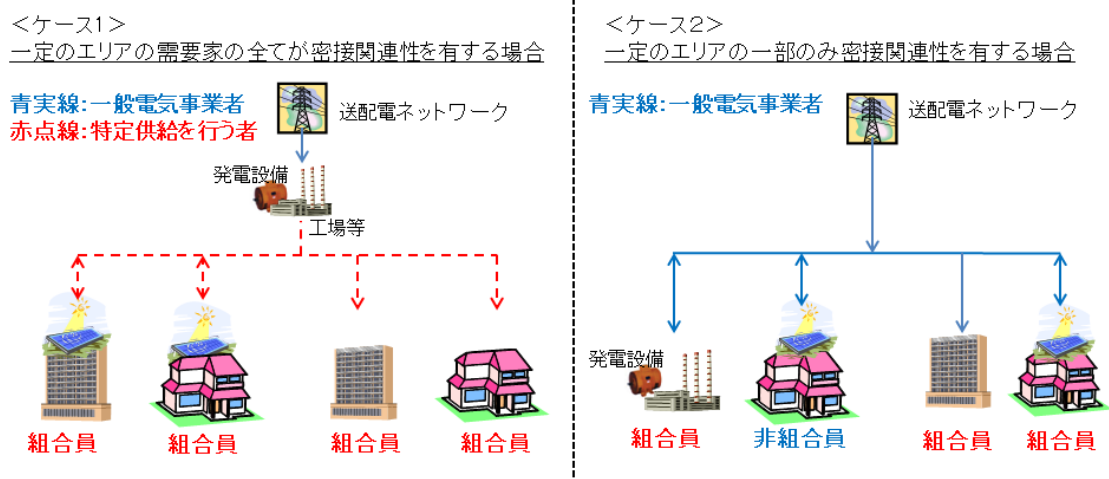
① 特定供給に係るネットワーク利用について

特定供給は、電気の供給者と需要家との間で密接な関係が存在することから自家発自家消費に類似した性格を有するものと認められる場合について、需要家の利益の保護の観点から、需要家への供給義務や料金等の供給条件の届出義務なしに電気を供給できる制度である。

例えば、下記のケース1のように、ある一定のエリアの全ての需要家と共同で組合を設立し特定供給を行おうとする場合、当該エリアに自営線を敷設することにより、特定供給を行うことは可能である。

一方、ケース2のように、ある一定のエリアのうち一部の需要家のみ組合員となり特定供給を行おうとする場合で、非組合員の需要が含まれる場合、一般電気事業者のネットワーク利用が必要となることも考えられるが、このようなケースにおいて一般電気事業者に対し託送供給を義務づけることは、供給義務や最終保障義務を背景にした供給を受けることで、需給の変動を吸収できるため、「同時同量ルールのないPPS(低圧供給を含む)」を認めることと同義と考えられ、クリームスキミング²⁸防止の観点から、不適当と考えられる。

<参考4-3: (イメージ) 特定供給に係るネットワーク利用>



²⁸ 規制緩和によって新規参入する事業者が、収益性の高い分野のみにサービスを集中させること。規制下の一般電気事業者は、低収益分野についても維持・供給しなければならないため、この分野への悪影響が懸念される。

②特定供給における「密接関連性」について

たとえば、単に同じ地域の需要家だからという理由で、密接な関係がない者の中で特定供給が認められるとすると、供給側が料金を引き上げる場合や、事業からの撤退を行う場合にも何ら法的な制限が無いこととなり、需要家保護が確保されない懸念がある。このため、特定供給の要件である「密接関連性」は維持すべきである。

他方で、「密接関連性」の具体的な要件については、必要に応じてその範囲の見直しや明確化を行うことが適当²⁹である。今般、行政刷新会議のグリーン・イノベーションWGにおける議論も踏まえ、以下の2つのケースについて具体的に検討した。

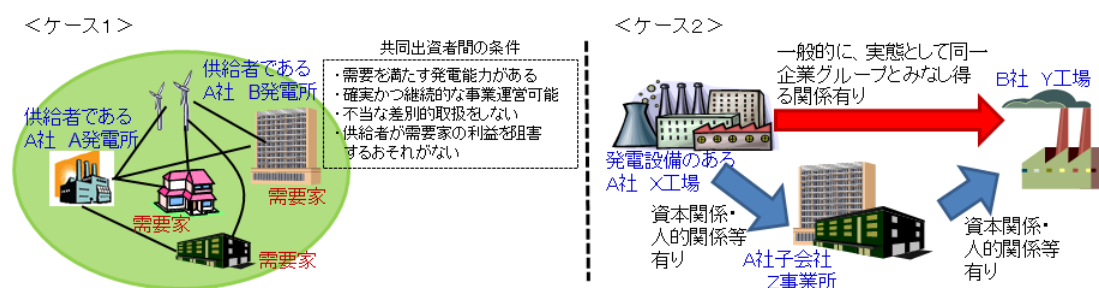
【ケース1】(電気の供給者・需要者の両者が、共同で融通設備に投資し、売買契約を締結した場合)

需要家保護の観点から、共同して組合を設立する場合であっても、個別のケースごとに事業運営の確実性、特定の者に対する不当な差別的取扱の禁止、供給の相手方の利益を阻害するおそれがないことなどが求められている。共同での資金拠出が行われた場合においても、資本関係と同視できるか、需要家の保護が確保されるか否か等について、個別のケースごとに判断し、要件を満たせば許可を行うことが適当である。

【ケース2】(子会社を分社化するケース)

一般に、子会社を分社化しても、分社化された企業が孫会社化されるなど、供給者との間の資本関係や人的関係が維持されるのであれば、引き続き、密接な関係性を有すると判断されるため、原則として、特定供給の許可要件を満たすと判断できる。

<参考4-4:(イメージ)特定供給における「密接関連性」>



²⁹平成16年には、組合の設立による対応を認めるなど、これまでも必要に応じて密接関連性の要件見直しを行ってきた。

5. その他の検討課題

(1) グリーンイノベーション促進に対応する課題の検討について

① 高効率照明の普及に向けた電気料金における対応について

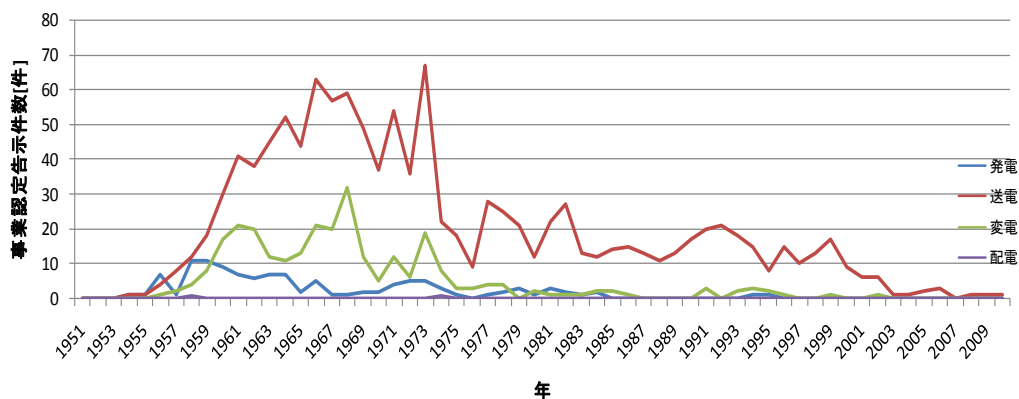
グリーンイノベーションの促進により、LED等高効率照明の省エネ性能の向上を図ろうという機運が高まる中、平成22年6月に改定されたエネルギー基本計画においても、LED等高効率照明の普及に向けた電気料金面での対応が盛り込まれたところである。これを受けて、電気事業者より、LED等高効率照明の更なる省エネ性能向上に向けた取組の一環として、各一般電気事業者が定額制の公衆街路灯等において新たな料金区分を設定し、平成23年度中に実施する方向である旨が表明された。こうした対応は、グリーンイノベーションの促進に資するものとして評価出来るものであり、関連事業者と協力しつつ、円滑な実施が図られることを期待する。

② 非化石電源の導入拡大に係る課題(電気事業に係る事業認定について)

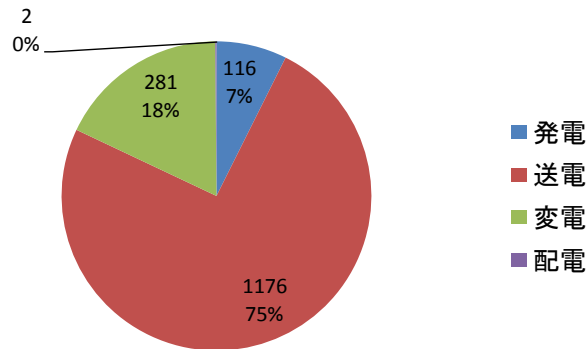
一般電気事業等の用に供する電気工作物の設置等に当たり、土地の強制的な収用等が必要となる場合には、事業認定庁(国又は都道府県知事)より土地収用法に基づく事業認定を受けることが必要となっている。電気事業に係る事業認定は、高度経済成長に向けた国土開発に伴う電力需要の急増にあわせ1960年代から1970年代前半にかけ多く行われていたが、近年は毎年数件程度にとどまっている。これまでの電気事業に係る事業認定の多くは、適正な供給予備力の確保のための送電線の建設に伴うものであり、供給予備力の確保は公益性があるものとして、土地収用法に基づく事業認定が行われてきた。

今後の電気事業政策においては、従来の電力需給上の観点のみならず、エネルギー基本計画等に掲げられているようにエネルギーの安定供給の確保や地球温暖化対策の観点を踏まえるなど、供給予備力の確保に加え、非化石電源比率の向上を図っていくことが必要である。

<参考5-1: 電気事業に係る事業認定の部門別推移>



<参考5-2:電気事業に係る事業認定部門内訳>



これまで、電気事業者においては、電気事業法第29条に基づく供給計画に供給予備力等を記載することにより、関係機関に対する電源開発計画等の必要性等の根拠としてきた。これと同様に、土地収用法に基づく電気事業に係る事業認定においても、供給計画への記載により、当該電源開発計画等の公益性について認められてきた。

今後は、非化石電源比率についても、供給計画に記載することで、電気事業に係る事業認定の際の公益性の一要件として明確化を図っていくことが適当である。これにより、エネルギー基本計画等において掲げられている非化石電源比率の目標³⁰の達成を目指す上で必要不可欠な原子力の開発や原子力開発に付随する送電線の建設の円滑化が図られると期待される。

(2) 手続の簡素化について

① 電気工作物の変更に係る手続について

(a) 電気工作物の変更に係る手続について

電気事業者(一般電気事業者、卸電気事業者及び特定電気事業者)が電気工作物等に係る変更を行う場合、電気事業の適確な遂行に支障を及ぼすことがないように経済産業大臣に届け出ることとなっている(電気事業法第9条)。

電気事業者が電気工作物の重要な変更³¹を行う場合には、経済産業大臣への事前届出が必要であり、届出から20日間は届出に係る変更はできない(変更又は中止命令あり)。

一方で、電気工作物の重要な変更以外の変更(以下「軽微な変更」という。)については、経済産業大臣へ事後的に遅滞なく届け出ることとなっている。軽微な変更については、変電

³⁰ エネルギー基本計画(平成22年6月18日閣議決定)においては、2020年までに9基の原子力発電所の増設等により非化石電源比率を50%以上、2030年までに少なくとも14基の原子力発電所の増設等により非化石電源比率を約70%とすることを目指すことが閣議決定されている。

³¹ 電気工作物の重要な変更(電気事業法施行規則第10条)とは、以下のものを指す。

- ・発電用: 15万kW以上の出力の変更等
- ・変電用: 30万kVAを超える出力の変更等
- ・送電用: 電圧30万V以上、長さ10キロメートル以上の変更等

所等の名称変更等まで届出の対象となっており、電気事業者にとって事務的な負担が過大となっているとの指摘があるため、安定供給の確認に支障のない届出事項については、手続の合理化を図ることが適当である。

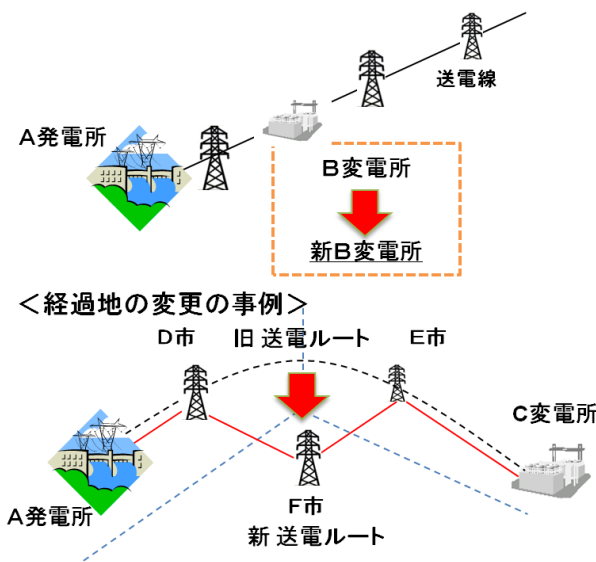
(b) 電気工作物の軽微な変更の具体的事例について

電気工作物の「軽微な変更」の事例としては、設置の場所の「区間」、「経由する発電所又は変電所の名称」、「経過地(住所の追加)」の変更がある。これらのいずれかが変更になっても、経済産業大臣への届出の対象となっている。

送電用の電気工作物に係る「設置の場所」の「区間」については、送電用の電気工作物が設置される変電所等が特定出来れば足りることから、形式的な名称変更や経過地の変更を届出事項として求めることは不要である。

<参考5-3: 経由する変電所の名称変更の事例>

電気事業の用に供する電気工作物		変更前	変更後
送電用の電気工作物	区間	自 A発電所 至 C変電所	自 A発電所 至 C変電所
	設置の場所 経由する発電所又は 変電所の名称	B変電所	新B変電所
	経過地(都道府県郡 市区町村を記載する こと。)	T県 D市 E市	T県 D市 E市 F市
	電気方式		
	設置の方法		
	回線数		
周波数			
電圧			



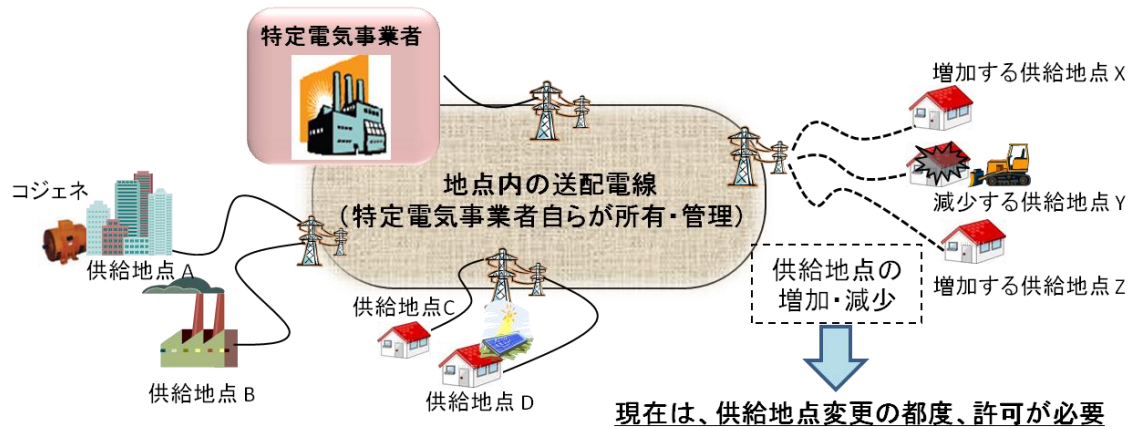
② 特定電気事業における供給地点変更に係る手続について

特定電気事業者が供給地点を変更する場合、その都度、電気事業法第8条(供給区域等の変更)に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならないこととなっている。

例えば、宅地造成地域に供給地点があるような場合、新たに家が一軒建つ度に許可手続が必要となり、また、登録免許税負担等も生じている。

このような事例を含め、一定程度の軽微な変更の場合(例えば、供給力の確保を前提に供給地点における全需要の数%以内の増減等)については、許可という厳格な事前規制を課す必要性は乏しいため、規制の合理化の観点から、手続の軽減を図ることが適当である。

<参考5-4:(イメージ)特定電気事業における供給地点変更>



(3) 公益特権に係る電気事業者間の公平性確保について

電気事業法においては、電気事業者が電気事業の用に供する電気工作物の工事や測量、設置等を行う際、土地の一時使用や立ち入り等に関し、いわゆる公益特権を付与しているケースがある。電気事業法による公益特権の対象は電気事業者となっており、一般電気事業者、特定電気事業者、卸電気事業者のほか、我が国における電気の安定供給の一翼を担う者として、PPSを含むものとなっている。

他方、電気事業に関する公益特権は、電気事業法に基づくもの以外にも多数存在する。例えば、林野や河川、道路等の土地の使用に関しては、許可や届出等を要するものが多いが、電気事業等の公益性が高いと認められる特定の事業に関しては、許可・届出規制を緩和するような公益特権を付与している場合も多い。

上記のような、公益特権の要件となる公益性を判断する際に、一般電気事業者とその他の電気事業者で差異を設けているケースがある。しかし、上述のように、部分自由化以後、我が国の電気の安定供給は一般電気事業者のみが担っているものではなく、程度の差はあるものの、電気事業者全体の役割となっていると考えられる。したがって、各法律における規制の趣旨に照らしつつも、どの電気事業者に公益特権を付与すべきかの判断に際しては、たとえば法律上の供給義務の有無のみを判断基準とすべきではない。また、電気事業者間の競争環境における公平性確保の観点からも、一般電気事業者とその他の電気事業者で不合理な差異が設けられていることは望ましくないことから、こうした観点も踏まえつつ、必要な見直しが見込まれることが期待される。

6. おわりに

制度改正の詳細については、本報告書の考え方を踏まえ、今後、法制度の整備を含めた具体的な対応が行われることが望まれる。今後の法制面の検討の結果、法技術的に困難と判断されるもの等もあり得ると考えられるが、その場合においても、本報告書の内容及び趣旨に鑑み、経済産業省において適切な代替案について検討していくことが望まれる。

なお、本中間報告の取りまとめ後、平成20年の電気事業分科会報告³²を踏まえ、引き続き、本小委員会において、前回の制度改革(第4次制度改革)の効果の検証を行うとともに、必要な競争環境整備の方策を検討していくこととする。

³² 平成20年3月の電気事業分科会報告は、「まずは既自由化範囲における競争環境整備に資する制度改革を実施することとしたことも踏まえ、制度改革の効果について定期的に検証を行うとともに、その結果を踏まえて、改革した制度が期待どおりに機能するよう不断の見直しを行っていくことが必要」としている。

総合資源エネルギー調査会電気事業分科会及び制度環境小委員会における審議の経過

第38回 電気事業分科会(平成22年11月12日)

- ・電気事業政策の現状及び課題について
- ・制度環境小委員会の設置について

第1回 制度環境小委員会(平成22年11月25日)

- ・制度環境小委員会の設置及び議事の取扱等について
- ・検討課題の提示
- ・固定価格買取制度の導入に伴う電気料金制度における対応
- ・固定価格買取制度の導入に伴う競争環境整備
- ・EV充電サービスの電気事業法上の取扱いの明確化

第2回 制度環境小委員会(平成22年12月13日)

- ・再生可能エネルギーの系統への導入の円滑化について
- ・再生可能エネルギーの小規模な地域送配電ネットワークへの導入円滑化・分散型供給システムのあり方について
- ・グリーン・イノベーション促進に対応する課題の検討について

第3回 制度環境小委員会(平成23年1月13日)

- ・中間取りまとめ(案)について

**総合資源エネルギー調査会 電気事業分科会
制度環境小委員会 委員名簿**

委員長	山内 弘隆	一橋大学大学院商学研究科 教授
委員	青山 理恵子	社団法人日本消費生活アドバイザー・ コンサルタント協会 副会長
	大橋 弘	東京大学大学院経済学研究科 准教授
	小野 透	新日本製鐵株式会社 技術総括部 エネルギー技術グループリーダー 部長
	城所 幸弘	政策研究大学院大学 教授
	武井 務	株式会社エネット 代表取締役社長
	多田 敏明	日比谷総合法律事務所 弁護士
	西澤 俊夫	東京電力株式会社 常務取締役
	早坂 礼子	産業経済新聞社 編集委員
	林 泰弘	早稲田大学大学院先進理工学研究科 教授
	廣江 譲	電気事業連合会 理事・事務局長
	松村 敏弘	東京大学社会科学研究所 教授
	村木 茂	東京ガス株式会社 代表取締役 副社長執行役員
	横山 明彦	東京大学大学院新領域創成科学研究科 教授
オブザーバー		
	江川 正尚	一般社団法人電力系統利用協議会 事務局長
	岸本 尚毅	一般社団法人日本卸電力取引所 事務局長

(委員及びオブザーバーは五十音順)

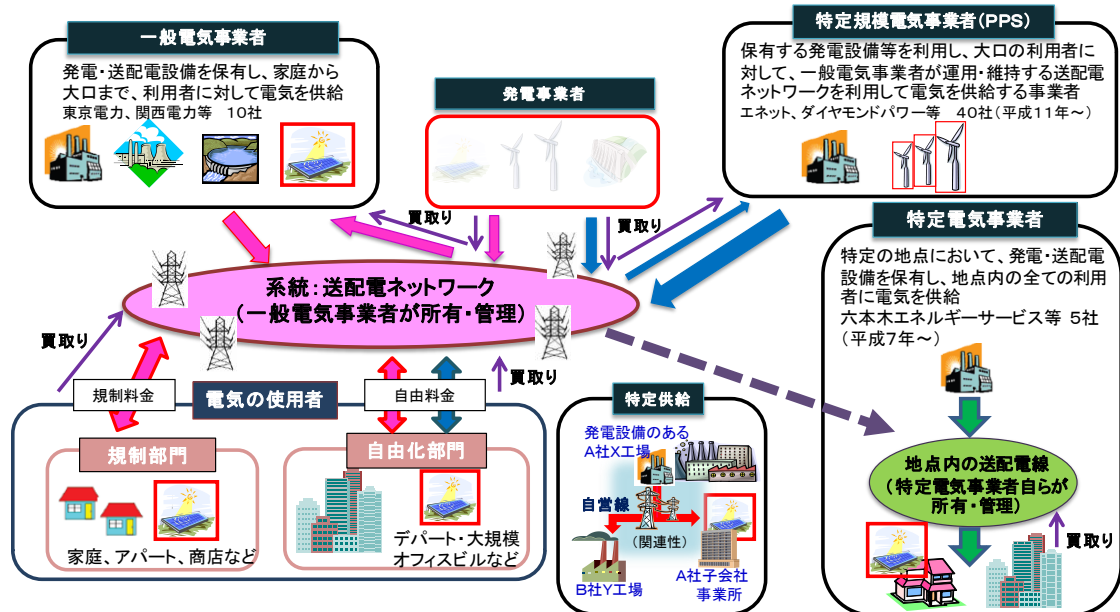
巻末参考資料集

<巻末参考1:再生可能エネルギーの固定価格買取制度の大枠>

※平成22年7月23日 再生可能エネルギーの全量買取に関するプロジェクトチーム取りまとめ

買取対象について	費用負担について
<p>○ 実用化されている全ての再生可能エネルギーを対象とし、全量を買収することを基本とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電(発電事業用まで拡大)、風力発電(小型も含む)、中小水力発電(3万kW以下)、地熱発電、バイオマス発電(紙パルプ等他の用途で利用する事業に著しい影響がないもの)。 住宅等における小規模な太陽光発電等については、省エネインセンティブの向上等の観点から例外的に余剰買取とすることを基本とする。(全量買取との選択制についても今後検討。) <p>○ 新たな導入を促進するため、新設を対象とすることを基本とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 既設の設備については価格等に差をつけて買収する等、何らかの措置を講ずる。 	<p>○ 本制度により、電力部門のエネルギー自給率の向上とグリーン化が進展することや、買取費用の回収に係る制度を安定的に実施していく観点から、諸外国の例も踏まえ、電気料金に上乗せする方式とすることを基本とする。</p> <p>○ 買取対象を拡大するに当たって、地域間の負担の公平性を保つため、地域間調整を行うことを基本とする。</p> <p>○ 全ての需要家が公平に負担する観点から、電気の使用量に応じて負担する方式を基本とする。</p>
買取価格、買取期間について	電力システムの安定化対策
<p>○ 買取価格・期間は、下記の太陽光発電等を除いたものについては、以下の観点から15～20円/kWh程度、15～20年程度を基本とし、一律の買取価格・期間とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 買取価格は、標準的な再生可能エネルギー設備の導入が経済的に成り立つ水準、かつ、国際的にも遜色ない水準とする。 買取期間は、設備の減価償却期間等を参考にして設定する。 エネルギー間の競争による発電コスト低減を促す。 <p>○ 今後価格の低減が期待される太陽光発電等については、価格低減を早期に実現するため当初は高い買取価格を設定し、段階的に引き下げ、買取期間は10年とする。</p>	<p>○ 系統安定化対策については、電力需要が特に小さい日等に備えて、将来的に、蓄電池の設置や太陽光発電等の出力抑制を行うなど、国民負担を最小化しつつ、再生可能エネルギーの最大限の導入を可能とするような最適な方策を、今後検討していく。</p> <p>○ また、将来的な系統安定化に関する技術開発動向や、実際の系統への影響等を見据えつつ、必要に応じて制度の見直しを検討する。</p>
	その他
	<p>○ 再生可能エネルギー設備の設置に関し、諸規制の適切な見直しや、公正で透明な電力システムの運用の確保など、その導入のための環境整備も重要である。</p> <p>○ 再生可能エネルギーの導入量を注視しながら、3～5年後を目安として、必要に応じて機動的に制度を見直す。</p>

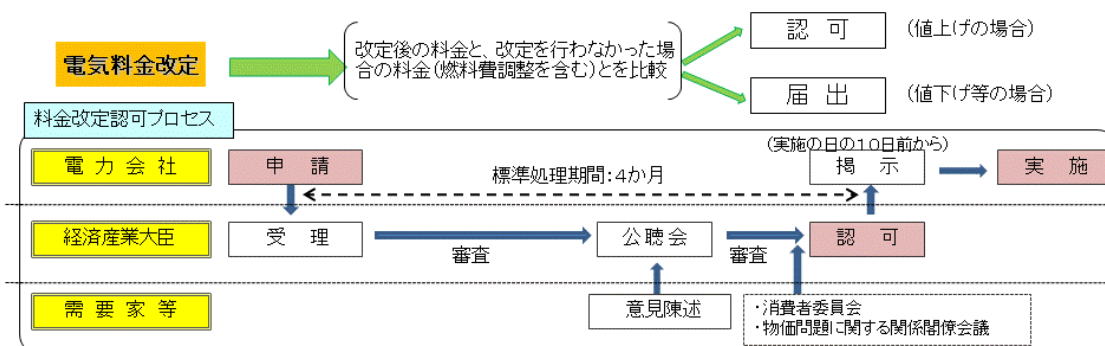
<巻末参考2:買取主体の概要>



< 巻末参考3: 現行電気事業制度下の規制小売料金改定手続 >

現行電気事業制度下の規制小売料金改定では、料金値上げを含む原則的手続として、経済産業大臣の認可(電気事業法第19条第1項)が必要となっており、認可基準として、「料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。」等を定めている。この認可プロセスにおいては、供給約款料金審査要領に基づく審査や公聴会の開催(同法第108条)等が求められている(なお、申請受理後の標準処理期間は4ヶ月。これに、一般電気事業者による事前準備の期間を含めると、一連のプロセスにはさらに長期間を要する)。

他方、値下げの場合など、需要家利益を阻害するおそれがないと見込まれる場合については、届出による料金改定を可能としている。



※「総合資源エネルギー調査会電気事業分科会第2次報告」(平成21年8月)において、4ヶ月の標準処理期間を2ヶ月程度とするように、料金認可プロセスの短縮化について提言がなされたところ。

< 巻末参考4: 今後の望ましい電気事業制度の在り方について(抜粋) >

2. 小売自由化範囲 (4) 結論

現時点において、既自由化範囲での需要家選択枝が十分確保されているとは評価できず、小売自由化範囲を拡大するに当たっての前提条件が未だ整っていない。なお、沖縄電力の供給区域においては、特別高圧まで自由化されているが、同様に前提条件が未だ整っていない。このような中で小売自由化範囲を拡大することは、家庭部門の需要家にメリットがもたらされない可能性があるにとどまらず、現時点においては必然的に生じる移行コストが社会全体の便益を上回るおそれ強いことから望ましくない。

以上の点を踏まえれば、現時点において小売自由化範囲の拡大を行うことは適切ではなく、まずは既自由化範囲において、競争環境整備に資する制度改革を実施することが適当である。当該制度改革を実施後、定期的にその効果を検証し、一定期間が経過した際には、既自由化範囲における需要家選択枝の確保状況等について再度検証を行い、その結果を踏まえて小売自由化範囲の拡大の是非について改めて検討を行うべきである。

「一定期間」については、既自由化範囲における需要家選択枝の拡大が期待し得る期間を設定することが必要である。制度改革の効果を見極めることの必要性や卸電力市場に今

後生じる変化、地球環境問題をめぐる動向等を考慮すれば、本答申(以下、「基本答申」という。)確定から5年を目途とすることが適当である。

<巻末参考5:再生可能エネルギー電源の導入円滑化のための系統ルールに係る論点>

次世代送配電システム制度検討会及びESCJにおいて検討を行っている再生可能エネルギー電源の導入円滑化のための系統ルールに係る論点は以下のとおり。

(a) 優先接続に係る論点

- ① 接続要件の見直し(系統連系ルールなど)
- ② 再生可能エネルギー電源の接続における従来電源の扱い
- ③ 接続費用の負担のあり方(国民負担増大の可能性など)

(b) 優先給電に係る論点

- ① 再生可能エネルギー電源に係る優先給電ルールのあり方(事業者間の公平性、ルール策定の透明性など)
- ② 優先給電の対象となる再生可能エネルギー電源(風力発電、太陽光発電)
- ③ 安定供給や供給責任の関係
- ④ 再生可能エネルギー電源の出力抑制(系統安定化対策のための出力抑制の必要性、抑制の対象、出力抑制のルールなど)
- ⑤ 地域間連系線の混雑処理(混雑処理が発生した場合の抑制順位)
- ⑥ 事業用・非事業用の取扱い(風力発電やメガソーラーと住宅用太陽光発電との区別、出力抑制のルール、説明責任など)
- ⑦ 大口自家発電設備の取扱い(地球温暖化対策に寄与する副生エネルギーや排熱等の取扱い)

(c) ESCJ の機能と役割について

- ① ESCJの機能強化(相談窓口機能の活用、紛争処理機能の活用、連系可能容量の確認など)
 - ② ESCJと国との役割の整理(優先給電ルールの策定、苦情・紛争処理にかかる役割の整理)
-

<巻末参考6:料金等の活用による需要創出・シフトについて>

現在、海外も含めて一般的に検討・導入されている料金制度を通じた需要のコントロールは、①高負荷時に割高な料金を設定することによる需要抑制、②低負荷時に割安な料金を設定することによる需要のシフトといった観点から、最大電力の削減(ピークカット)や移行(ピークシフト)が行われている。

我が国においては、選択約款として季節別時間帯別料金があり、負荷平準化について効

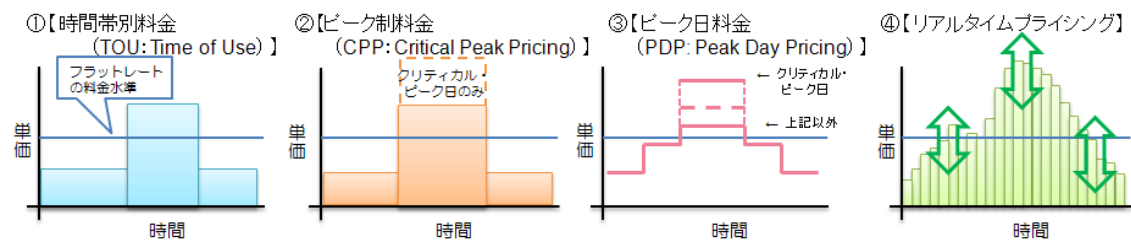
果をあげている。なお、一般需要家については、スマートメーター実証事業において料金による需要抑制の効果を検証しているところである。

米国等においては、①昼間料金を夜間料金より割高に設定する「時間帯別料金」(TOU: Time of Use)、②特定日のピーク時料金を TOU よりも更に高く設定する「ピーク制料金」(CPP: Critical Peak Pricing)、③ 5 段階 TOU と CPP を合わせ、料金を前日に通知する「ピーク日料金」(PDP: Peak Day Pricing)等の料金メニューが議論されており、各種実証・導入が進められている。

①～③については、料金シグナルが前日までに通知されるものであるが、より細分化された料金メニューとして、④需給バランスに刻一刻と対応して料金変動する「リアルタイムプライシング」についても議論されている。

➤ 現在検討・導入されている柔軟な料金体系(ダイナミックプライシング)の例

※①～③は事前通知型



<巻末参考7: 特定供給について(現状)>

主にコンビナート内等で発電した電気を他の工場や子会社等に供給する場合、それぞれ求められる要件は異なるが、特定電気事業や特定規模電気事業として行う場合の他に「特定供給」を活用する方法がある。

特定供給は、電気を供給する事業を行う者と供給の相手方(低圧部門の需要家も含む)との間に、資本関係や組合を設立している等の密接な関係を有している場合に限って、供給の相手方及び供給する場所ごとに許可を得ることで、許可を得た特定の相手に対し電気を供給する事業を営む事が出来る制度である³³。需要家との間で密接な関係が存在することから、自家発自家消費に類似した性格を有するものと認められ、需要家への供給義務や料金等の供給条件の届出義務は課せられていない。

³³ ただし、電気事業(一般電気事業・卸電気事業・特定電気事業・特定規模電気事業)を営む場合、及び下記のいずれかの場合には、特定供給の許可は不要。

- ・専ら一の建物内又は経済産業省令で定める構内の需要に応じ電気を供給するための発電設備により電気を供給する場合
- ・一般電気事業、特定電気事業又は特定規模電気事業の用に供するための電気を供給する場合

＜巻末参考8:LED等高効率照明の普及に向けた電気料金面での対応＞

参考:エネルギー基本計画(平成22年6月18日閣議決定)

第3節. 低炭素型成長を可能とするエネルギー需要構造の実現

2. 個別対策 (5)省エネ家電、省エネIT 機器等の普及(家庭・業務部門対策)

②具体的取組

照明器具については、インバーター化を推進するとともに、高効率次世代照明(LED 照明、有機EL 照明)の研究開発の加速、導入支援策、省エネ基準の強化等*43を通じて、更なる省エネ性能の向上を図る。

*43 公衆街路灯(業務部門)などにおける高効率照明の普及に向けた電気料金での対応を含む。

＜巻末参考9:電気工作物の軽微な変更に係る手続の簡素化に係る要望＞

電気工作物の軽微な変更に係る手続の簡素化については、下記のような要望が寄せられている。

2008 年度日本経団連規制改革要望(平成20年6月)

電気工作物にかかる重要変更以外の事後届出の見直し

「日本を元気にする規制改革100」(平成22年9月閣議決定)

「新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策」

・電気工作物に係る重要変更以外の事後届出の見直し

発電、変電、送電等の電気事業に係る電気工作物の重要な変更以外の事後届出(電気事業法第9条第2項)について、事業者負担の軽減の観点から、情報の利用状況及び情報獲得の代替措置等を勘案の上、平成22年度中に速やかに届出対象となる範囲等を見直すべき。

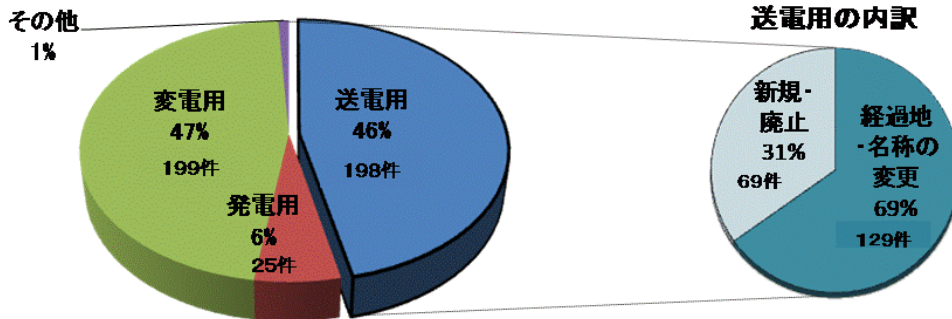
＜巻末参考10:電気工作物の軽微な変更に係る届出状況について＞

電気工作物の軽微な変更(電気事業法第9条第2項)に係る事後届出について、変電用・送電用の電気工作物に係る届出が多数を占める。変電所用の電気工作物の変更に係る届出の対象事項は、「設置の場所」「周波数」「出力」であり、いずれも電力の安定供給を確認する上でいずれも必要となる事項であることから、必要最小限の届出内容となっている。

一方、送電用の電気工作物の変更事由の約70%は名称変更(発電所・変電所の名称や経過地*の変更)であり、安定供給の確認に支障のない届出事項については合理化の検討が必要である。

電気工作物の変更届出状況
(電事法第9条2項(重要な変更以外))

※経過地:送電設備間の経由地



出典: 経済産業省届出データ実績より作成(平成21年度)